

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	須ノ内建設株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事（般－２９）第２１２６１５号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和３年７月１６日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同法第８条第７号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２９条第１項第２号に基づく建設業許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>須ノ内建設株式会社の代表取締役が刑法（詐欺罪）違反により懲役１年６月（執行猶予３年）の刑が確定し、その日から５年を経過しない。 このことは、建設業法第２９条第１項第２号に該当すると認められる。</p>